

委託基準

1 特定健康診査の外部委託に関する基準（告示¹ 別表第1）

人員に関する基準

- 特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。
- 常勤の管理者（特定健康診査を実施する各施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務²の管理を行う者）が置かれていること。ただし、管理上支障がない場合は、健康診断機関の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

施設又は設備等に関する基準

- 特定健康診査を適切に実施するために、必要な施設及び設備を有していること。
- 検査や診察を行う際、受診者のプライバシーが十分に保護される施設（部屋）が確保されていること。
- 救急時における応急処置のための体制を整えていること。
- 健康増進法第25条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること）。

精度管理に関する基準

- 特定健康診査の検査項目について内部精度管理が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。
- 外部精度管理調査を定期的を受け、検査値の精度が保証されていること。
- 特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられること。
- 検査の全部または一部を外部から委託する場合には、委託を受けた事業者において以上のような措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。

健診結果等の情報の取扱いに関する基準

- 特定健康診査に関する電磁的記録を作成し、保険者に対して当電磁的記録を安全かつ速やかに提出すること。
- 特定健康診査の受診者本人への通知に関しては、受診者における特定健康診査の結果の経年的管理に資する形式により行われるようにすること。
- 受診者の健診結果等が適切に保存・管理されていること。
- 高齢者の医療の確保に関する法律及び管理が適切になされていること。
- 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」遵守すること。
- 健診結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、本来必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報をマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

1 現時点（平成19年7月）の告示案を基に作成しており、最終的に定まるものとは完全に一致しない。

2 施設管理や人事管理、会計管理等を想定。従って管理者は必ずしも医師等でなくてもよい（兼務は可）。

運営等に関する基準

- 対象者にとって受診が容易になるよう、土日・祝日・夜間に特定健康診査を実施するなど、利用者の利便性に配慮した取組を行い、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。
- 保険者の求めに応じ、保険者が適切な特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- 特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めていること。
- 特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。
- 保険者から受託した業務の一部の再委託する場合には、保険者との委託契約において、再委託先との契約において本基準に掲げる事項を遵守することを明記させること。
- 次に掲げる事項の運営についての重要事項に関する規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）を通じて、幅広く周知すること。また、規定の概要の周知するに当たっては、指定の様式により行うこと。

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ・ 特定健康診査の実施日及び実施時間
- ・ 特定健康診査の内容及び価格その他の費用の額
- ・ 事業の実施地域
- ・ 緊急時における対応
- ・ その他運営に関する重要事項

- 特定健康診査の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定健康診査の受診者等から求められたときは、これを掲示すること。
- 特定健康診査の実施者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、健康診断機関の設備及び備品等について、衛生的な管理を行うこと。
- 虚偽又は誇大な広告を行わないこと。
- 特定健康診査の受診者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

2 特定保健指導の外部委託に関する基準（告示 別表第2）

人員に関する基準

- 特定保健指導の業務を統括する者¹（特定保健指導を実施する各施設において、動機付け支援及び積極的支援の実施その他の特定保健指導に係る業務全般を統括管理する者をいう。以下「統括者」）は、常勤の医師、保健師又は管理栄養士であること。
- 常勤の管理者²（特定保健指導を実施する各施設において、特定保健指導に係る業務に付随する事務の管理を行う者）が置かれていること。ただし、管理上支障が無い場合は、保健指導機関の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、対象者の行動目標及び特定保健指導支援計画の作成（以下「支援計画」という）の作成並びに特定保健指導の評価に関する業務を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士（平成24年度末までは、保健指導の実務経験を有する看護師を含む）で
- 対象者ごとに支援計画の実施（対象者の支援計画の作成、対象者の行動変容の状況の把握及び評価、評価に基づいた計画の変更等を行うことをいう）について統括的な責任を持つ医師、保健師又は管理栄養士が決められていること。
- 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく食生活に関する実践的指導は、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識及び技術を有する者（事業場における労働者の健康保持増進のための指針（TPH指針）に基づく産業栄養指導担当者、産業保健指導担当者等）により提供されること。また、食生活に関する保健指導を自ら提供する場合には、管理栄養士その他の食生活に関する専門的知識及び技術を有する者を必要数雇用していることが望ましいこと。
- 動機付け支援又は積極的支援のプログラムのうち、対象者の支援計画に基づく運動に関する実践的指導は、運動に関する専門的知識及び技術を有する者（TPH指針に基づく運動指導担当者、産業保健指導担当者等）により提供されること。また、運動に関する保健指導を自ら提供する場合には、運動に関する専門的知識及び技術を有する者を必要数雇用していることが望ましいこと。
- 動機付け支援又は積極的支援のプログラムの内容に応じて、再委託先や他の健康増進施設等と必要な連携を図ること。
- 特定保健指導実施者は、国、地方公共団体、医療保険者、日本医師会、日本看護協会、日本栄養士会等が実施する一定の研修を修了していることが望ましいこと。
- 特定保健指導対象者が治療中の場合には、対象者ごとに支援計画の実施について統括的な責任を持つ者（医師、保健師又は管理栄養士）が必要に応じて当該対象者の主治医と連携を図ること。

1 総括者とは、各拠点において、当該拠点に配置されている保健師等の保健指導実施者を束ね、各実施者が担当する保健指導対象者への支援の実施状況等を包括的に管理しているものを想定。

2 施設管理や人事管理、会計管理等を想定。従って管理者は必ずしも医師等でなくてもよい（総括者との兼務は可）。

施設又は設備等に関する基準

- 特定保健指導を適切に実施するために必要な施設及び設備を有していること。
- 個別指導を行う際、対象者のプライバシーが十分に保護される施設（部屋）が確保されていること。

- 運動の実践指導を行う場合には、救急時における応急処置のための設備を有していること。
- 健康増進法第 25 条に定める受動喫煙の防止措置が講じられていること(医療機関については、患者の特性に配慮すること)。

保健指導の内容に関する基準

- 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施に準拠したものであり、科学的根拠に基づくとともに、対象者や地域、職域の特性を考慮したものであること。
- 具体的な保健指導のプログラム(支援のための材料、学習教材等を含む)は、保険者に提示され、保険者の了解が得られたものであること。
- 最新の知見、情報に基づいた支援のための材料、学習教材等を用いるよう取り組むこと。
- 個別指導を行う場合はプライバシーが保護される場で行われること。
- 契約期間中に、特定保健指導を行った対象者から当該特定保健指導の内容について相談があった場合は、事業者は相談に応じること。
- 特定保健指導対象者のうち特定保健指導を受けなかった者又は特定保健指導を中断した者への対応については、対象者本人の意思に基づいた適切かつ積極的な対応を図ること。

保健指導の記録等の情報の取扱いに関する基準

- 特定保健指導に関する電磁的記録を作成し、保険者に対して当電磁的記録を安全かつ速やかに提出すること。
- 保険者の委託を受けて、保健指導に用いた詳細な質問票、アセスメント、具体的な指導の内容、フォローの状況等を保存する場合には、これらを適切に保存・管理すること。
- 高齢者の医療の確保に関する法律第 30 条に規定する秘密保持規定を遵守すること。
- 個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
- 保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」遵守すること。
- インターネットを利用した支援を行う場合には、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」のを遵守し、次に掲げる措置等を講じることにより、外部への情報漏洩、不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入等の防止のための安全管理を徹底すること。

- ・ 秘匿性の確保のための適切な暗号化、通信の起点及び終点識別のための認証並びにリモートログイン制限機能により安全管理を行うこと。
- ・ インターネット上で保健指導対象者が入手できる情報の性質に応じて、パスワードを複数設けること(例えば、健診データを含まないページにアクセスする場合には英数字のパスワードとし、健診データを含むページにアクセスする場合には本人にしか知りえない質問形式のパスワードとすること等)
- ・ インターネット上で健診データを入手できるサービスを受けることについては、必ず本人の同意を得ること。
- ・ 本人の同意を得られない場合には、当該サービスを受ける者の健診データとは別の保存場所とし、外部から物理的にアクセスできないようにすること。

- 保健指導結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて、特定保健指導の結果に係る情報を外部に提供する場合は、本来必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報をマスクングや個人が特定できない番号を付すことなどにより、当該個人情報を匿名化すること。

運営等に関する基準

- 対象者の利用が容易になるよう、土日・祝日・夜間に特定保健指導を実施するなど、利用者の利便性に配慮した取組を行い、特定保健指導の実施率を上げるよう取り組むこと。
- 保険者の求めに応じ、保険者が適切な特定保健指導の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。
- 特定保健指導を行う際に商品等の勧誘・販売等を行わないこと。また、特定保健指導を行う地位を利用した不当な推奨・販売（商品等を特定保健指導対象者の誤解を招く方法で勧めること等）等を行わないこと。
- 特定保健指導の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めていること。
- 特定保健指導を適切かつ継続的に実施できる財務基盤を有すること。
- 保険者から受託した業務の一部の再委託する場合には、委託契約において、再委託先との契約において本基準に掲げる事項を遵守することを明記させること。
- 次に掲げる事項の運営についての重要事項に関する規程を定め、当該規定の概要を保険者及び利用者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）を通じて、幅広く周知すること。また、規定の概要の周知するに当たっては、指定の様式により行うこと。

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 統括者の氏名及び職種
- ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ・ 特定保健指導の実施日及び実施時間
- ・ 特定保健指導の内容及び価格その他の費用の額
- ・ 通常の事業の実施地域
- ・ 緊急時における対応
- ・ その他運営に関する重要事項

- 特定保健指導の実施者に身分を証する書類を携行させ、特定保健指導対象者から求められたときは、これを掲示すること。
- 特定保健指導の実施者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、保健指導機関の設備及び備品について、衛生的な管理を行うこと。
- 虚偽または誇大な広告を行わないこと。
- 特定保健指導の利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとともに、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
- 従業者及び会計に関する諸記録を整備すること。

- 保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、以下の事項を遵守すること。

- ・ 委託を受けた業務の全部又は主たる部分を一括して再委託してはならないこと。
- ・ 保険者との委託契約において、再委託先との契約において本基準に掲げる事項を遵守することを明記させること。
- ・ 保険者への特定保健指導の結果報告等に当たっては、再委託した分も含めて一括して行うこと。
- ・ 再委託先及び再委託する業務の内容を運営についての重要事項に関する規定の概要に明記すること。
- ・ 再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと。